諮問庁:外務大臣

諮問日:令和3年8月31日(令和3年(行情)諮問第355号)

答申日:令和4年2月3日(令和3年度(行情)答申第518号)

事件名:米朝首脳会談に関して行政文書ファイルにつづられた文書の不開示決

定(不存在)に関する件

# 答 由 書

### 第1 審査会の結論

「「米朝首脳会談」に関して行政文書ファイルに綴った文書の全て(2018-00178で特定された後に綴られた文書)。」(以下「本件対象文書」という。)につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3 条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年11月19日付け情報公開第01413号により、外務大臣(以下「処分庁」又は「諮問庁」という。)が行った不開示決定(以下「原処分」という。)について、その取消しを求める。

## 2 審査請求の理由

テーマの重要性を鑑みると本件対象文書が不存在ということは首肯できない。 ない。 改めて関連部局を探索の上、 発見に努めるべきである。

#### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

処分庁は、平成30年9月20日付けで受理した審査請求人からの開示請求「『米朝首脳会談』に関して行政文書ファイルに綴った文書の全て(2018-00178で特定された後に綴られた文書)」に対し、「不開示(不存在)」の最終決定を行った(平成30年11月19日付け情報公開第01413号)。

同決定に対し審査請求人は平成30年12月1日付けで、テーマの重要性を鑑みると本件対象文書が不存在ということは首肯できない。改めて関連部局を探索の上、発見に努めるべきである旨の審査請求を行った。

#### 2 本件対象文書について

本件審査請求の対象となる文書は、本件対象文書であり、開示請求(2018-00178)と同様に平成30年6月12日に実施された米朝首脳会談に関する文書を指している。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、「テーマの重要性を鑑みると本件対象文書が不存在ということは首肯できない。改めて関連部局を探索の上、発見に努めるべきである」旨主張している。しかしながら、開示請求(2018-00178)において、平成30年6月12日に実施された米朝首脳会談に関してつづった文書の全てを特定しており、しかるべく開示、不開示の判断を下した。審査請求人が平成30年9月20日に追加的に開示請求(2018-00294)を行ったが、同年7月3日に行われた開示請求(2018-00178)請求日の後、処分庁が平成30年6月12日の米朝首脳会談に関して作成又は取得した文書は存在しないため、「不開示(不存在)」の最終決定は妥当であり、審査請求人の主張には理由がない。

#### 4 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分を維持することが妥当で あると判断する。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和3年8月31日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 令和4年1月11日 審議
- ④ 同月28日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものである。

審査請求人は、原処分の取消しを求めており、諮問庁は、本件開示請求の対象として特定すべき文書を保有していないとして、本件対象文書を不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

- 2 本件対象文書の保有の有無について
- (1)本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問 庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。
  - ア 本件開示請求文言にいう「2018-00178で特定された」とは、米朝首脳会談に関する別件開示請求につき、処分庁において、法11条に基づく特例延長を行い相当の部分として特定した2文書を先行開示決定し、最終決定として特定した3文書(以下、先行開示決定で特定された文書と併せて「別件開示文書」という。)を開示決定等(以下、先行開示決定と併せて「別件開示決定」という。)をしたことを指している。
  - イ 本件開示請求は、「「米朝首脳会談」に関して行政文書ファイルに

綴った文書の全て(2018-00178で特定された後に綴られた文書)。」であったことから、別件開示決定で特定された別件開示文書がつづられている行政文書ファイル(以下「本件ファイル」という。)につづられている当該首脳会談に関する文書のうち、別件開示文書を除く文書を求めているものと解し、本件ファイルの探索を行ったが、本件ファイルにつづられていた当該首脳会談に関する文書は、別件開示文書が全てであったことから、不開示(不存在)決定をした。

- ウ 本件ファイルは、平成30年6月12日に実施された米朝首脳会談に関する文書をつづっているが、当該首脳会談は既に終了しており、別件開示請求から本件開示請求までの約2か月間に本件ファイルにつづるべき当該首脳会談に関する文書は、新たに作成も取得もしていない。
- エ 本件審査請求を受け、念のため本件ファイルを探索したが、別件開示文書の外に、本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった。
- (2)米朝首脳会談は既に終了しており、別件開示請求からの約2か月間で 新たに文書を作成も取得もしていないため、本件ファイル内には、別件 開示文書の外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった などとする上記(1)の諮問庁の説明は、特段不自然、不合理とはいえ ず、他に本件対象文書の存在をうかがわせる事情も認められないことか ら、外務省において本件対象文書を保有しているとは認められない。

### 3 付言

本件は、審査請求から諮問までに約2年9か月が経過しており、「簡易 迅速な手続」による処理とはいい難く、審査請求の趣旨及び理由に照らし ても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、外務省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

## (第2部会)

委員 白井玲子,委員 佐藤郁美,委員 中川丈久